

# 柳川市公共施設等総合管理計画 (概要版)

平成29年3月



# 目 次

## 第1編 公共施設の現状と分析（資料編）

1. 公共施設等総合管理計画の目的・理念 .....	1
2. 位置付け .....	1
3. 基準日 .....	1
4. 公共施設等総合管理計画で対象とする施設 .....	1
5. 建築物等の過去の整備量 .....	2
6. 老朽化の状況 .....	3
7. 公共施設に係る更新投資の試算 .....	4

## 第2編 公共施設の基本的な方針（計画編）

8. 財政シミュレーション .....	5
9. 公共施設マネジメントの取組の基本理念と基本原則 .....	6
(1) 公共施設マネジメントの基本理念 .....	6
(2) 計画期間 .....	6
(3) 目標 .....	6
①公共建築物 .....	6
②インフラ資産 .....	6
(4) 基本原則 .....	7
①公共建築物 .....	7
②公共建築物・インフラ資産 共通 .....	8
10. 公共施設等の維持管理に関する基本的な方針 .....	9
(1) 点検・診断等の実施方針 .....	9
(2) 安全確保の実施方針 .....	9
(3) 長寿命化の実施方針 .....	9
(4) 民間活用（PPP/PFI等）の考え方 .....	9
(5) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 .....	9
(6) 耐震化の実施方針 .....	10
(7) 統合や廃止の推進方針 .....	10
11. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 .....	11
12. インフラ整備に関する基本的な方針 .....	15
13. 計画の推進にあたって .....	16
(1) 全庁的な取組体制の構築方針 .....	16
①庁内推進体制 .....	16
②市職員の啓発・意識付け .....	17
(2) フォローアップの実施方針 .....	17

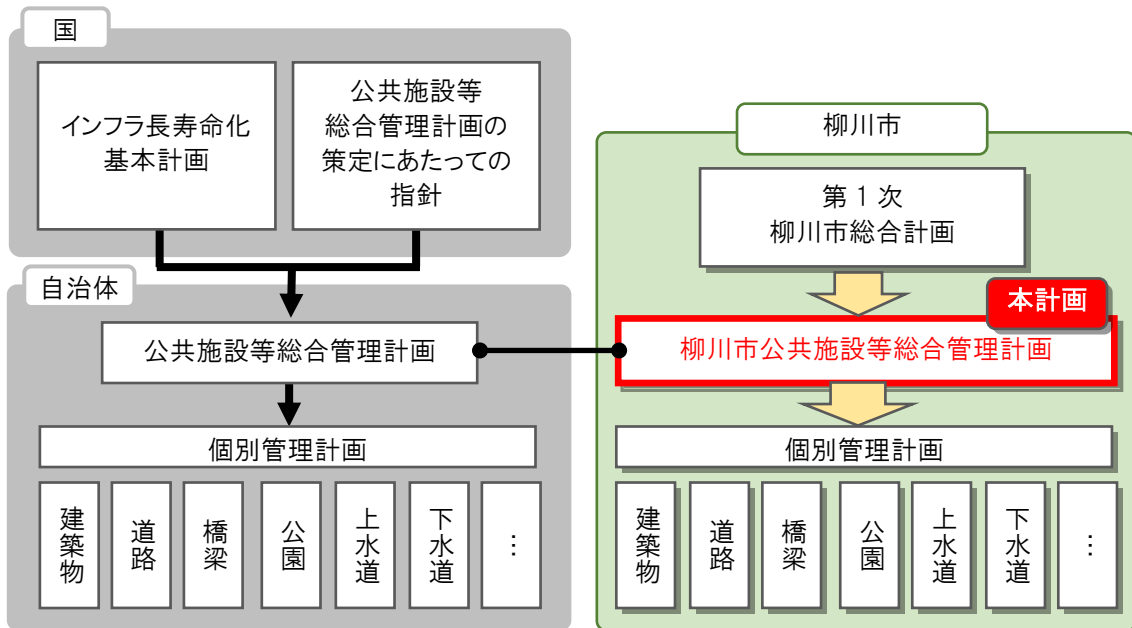
①施設類型との推進計画・アクションプラン等の策定.....	17
②計画の進行管理・見直し.....	17
(3) 情報管理及び共有方策.....	17
①公共施設等に関する情報の一元管理.....	17
②市民等との情報共有・相互理解の醸成.....	17

## 1. 公共施設等総合管理計画の目的・理念

柳川市が保有する公共施設（公共建築物やインフラ資産）の40%以上が完成後30年以上を経過し、老朽化が進んでいます。今後は、維持補修に加え、大規模改修や建替えが必要となることを見込まれ、さらにその時期が集中することが予想されます。そこで本計画では、長期的な視点から計画的、効率的に公共施設等の整備や維持管理を進め、限られた財源の中で充実した行政サービスを提供することを目的とします。

## 2. 位置付け

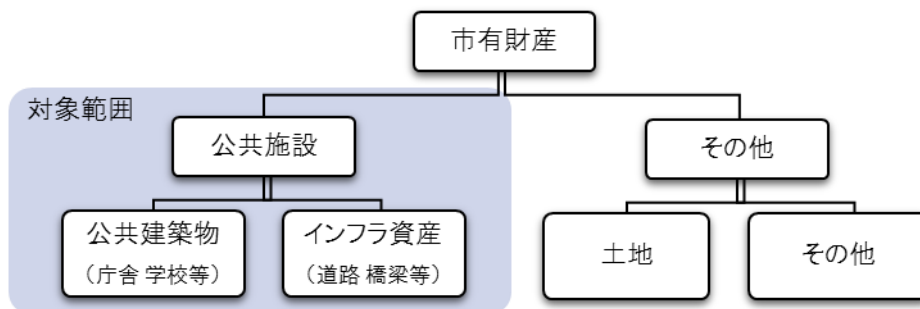
平成25年6月に「インフラ長寿命化基本計画」、平成26年4月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示されました。各地方公共団体は、これらを参考として、所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を求められています。



## 3. 基準日

平成26年3月31日現在

## 4. 公共施設等総合管理計画で対象とする施設



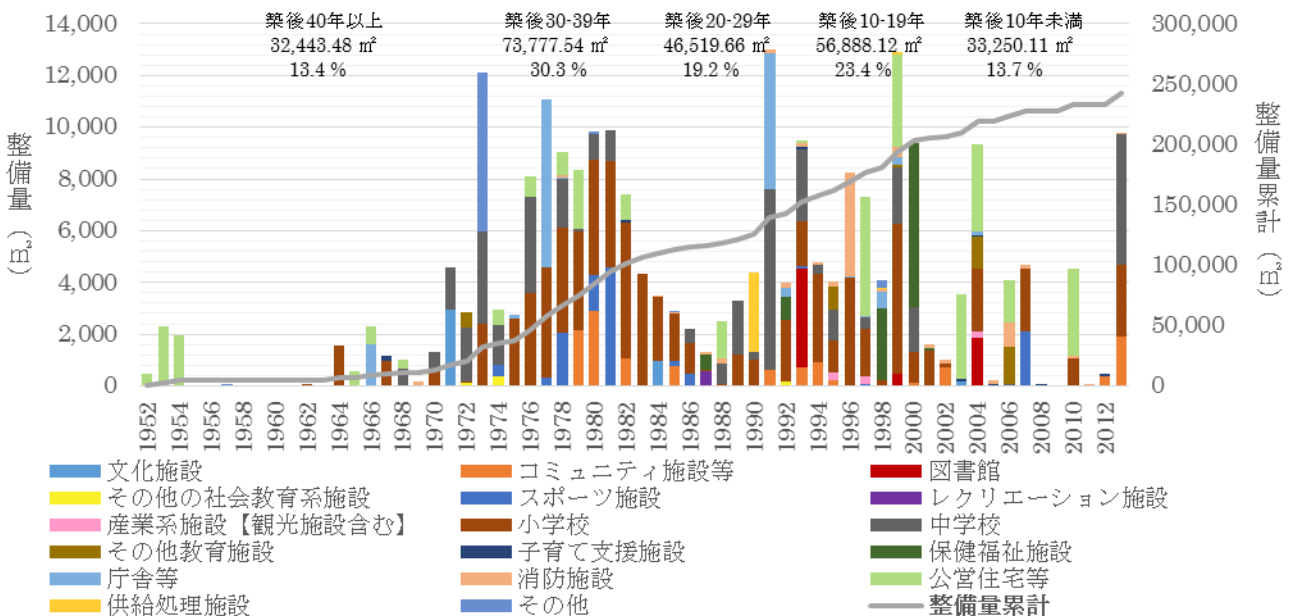
公共建築物		
大分類	中分類	施設数
市民文化系施設	文化施設	3
社会教育系施設	コミュニティ施設等	15
	図書館	5
	その他の社会教育系施設	3
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	11
	レクリエーション施設	1
産業系施設	産業系施設【観光施設含む】	4
学校教育系施設	小学校	19
	中学校	6
	その他教育施設	4
子育て支援施設	子育て支援施設	8
保健福祉施設	保健福祉施設	3
行政系施設	庁舎等	3
	消防施設	38
公営住宅等	公営住宅等	15
供給処理施設	供給処理施設	3
その他	その他	4
合計施設数		145

インフラ資産
市道
橋梁
公園
上水道
下水道
漁港・港湾
水路
駐車場

### 5. 建築物等の過去の整備量

過去の整備量(延床面積)は、全体で約24万㎡です。市民1人あたり約3.48㎡/人で、全国の市町村平均3.60㎡/人と比べるとやや低い値となっています。整備状況は、築後20年から29年が19.2%、30年から39年が30.3%、40年以上が13.4%と62.9%の建物が築後20年以上経過している状況です。

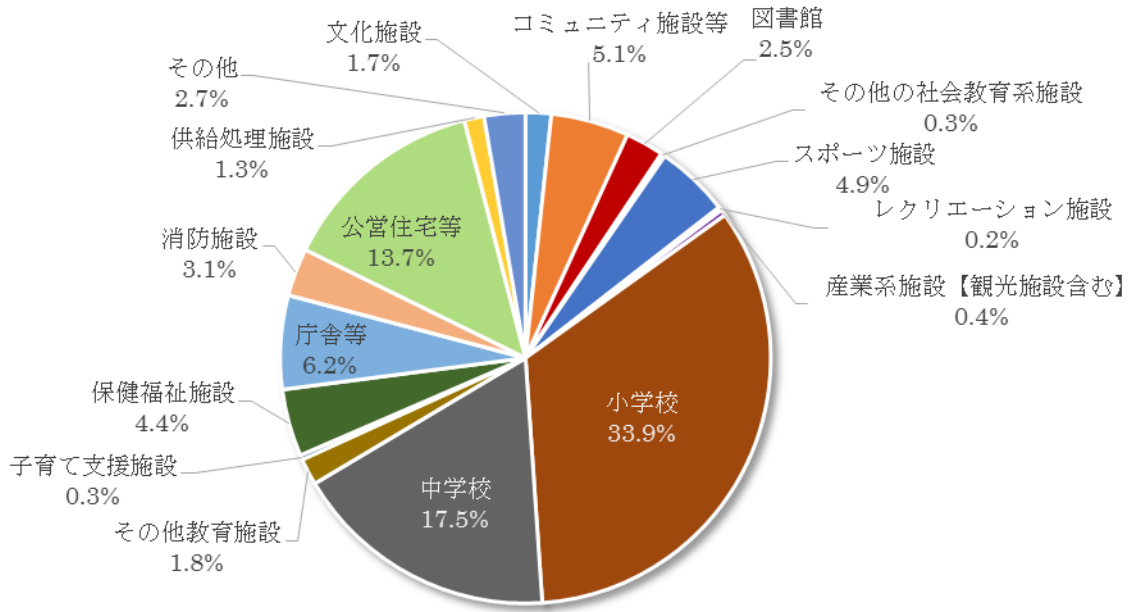
図表 過去の整備量(延床面積)(単位:㎡)



平成25年度までに建設された公共建築物の総面積	242,878.91 ㎡	
新耐震基準前の建設年の施設 (1981年度以前の建築)	延床面積	94,494.87 ㎡
	割合	38.9 %
建設から20年以上の施設 (1993年度以前の建築)	延床面積	152,740.68 ㎡
	割合	62.9 %
平成25年度末人口(26.03.31)	69,846 人	
人口1人当たりの公共建築物の延床面積	3.48 ㎡/人	

項目	総面積	割合
築後40年以上	32,443.48 ㎡	13.4%
築後30-39年	73,777.54 ㎡	30.3%
築後20-29年	46,519.66 ㎡	19.2%
築後10-19年	56,888.12 ㎡	23.4%
築後10年未満	33,250.11 ㎡	13.7%
合計	242,878.91 ㎡	100.0%

図表 機能別延床面積(単位:%)



・ 機能別延床面積は他自治体と比較しても柳川市に大きな特徴はない  
 ・ 小学校数は他自治体よりも多くなっている(特に旧大和町・旧三橋町)

## 6. 老朽化の状況

図表 老朽化比率(単位:件・%) ※1 老朽化比率=(減価償却累計額 ÷ 取得価格)× 100

地域対応施設	件数	80%以上	60%以上	40%以上	20%以上	20%未満	平均比率
市民文化系施設	3	1	1	1	-	-	75.1%
社会教育系施設	23	2	4	7	2	8	46.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	12	4	4	3	-	1	66.4%
産業系施設	4	-	1	2	1	-	36.6%
学校教育系施設 ※2	29	2	12	8	5	2	54.0%
子育て支援施設	8	2	-	3	2	1	43.2%
保健福祉施設	3	-	-	1	2	-	28.0%
行政系施設	41	15	10	6	6	4	58.0%
公営住宅等	15	8	2	-	3	2	46.4%
供給処理施設	3	1	-	2	-	-	56.0%
その他	4	2	1	1	-	-	84.0%
比率	—	25.6%	24.1%	23.4%	14.5%	12.4%	
合計	145	37	35	34	21	18	

※1 減価償却費の累計額を施設の取得価額で割った数字を「老朽化比率」といいます。

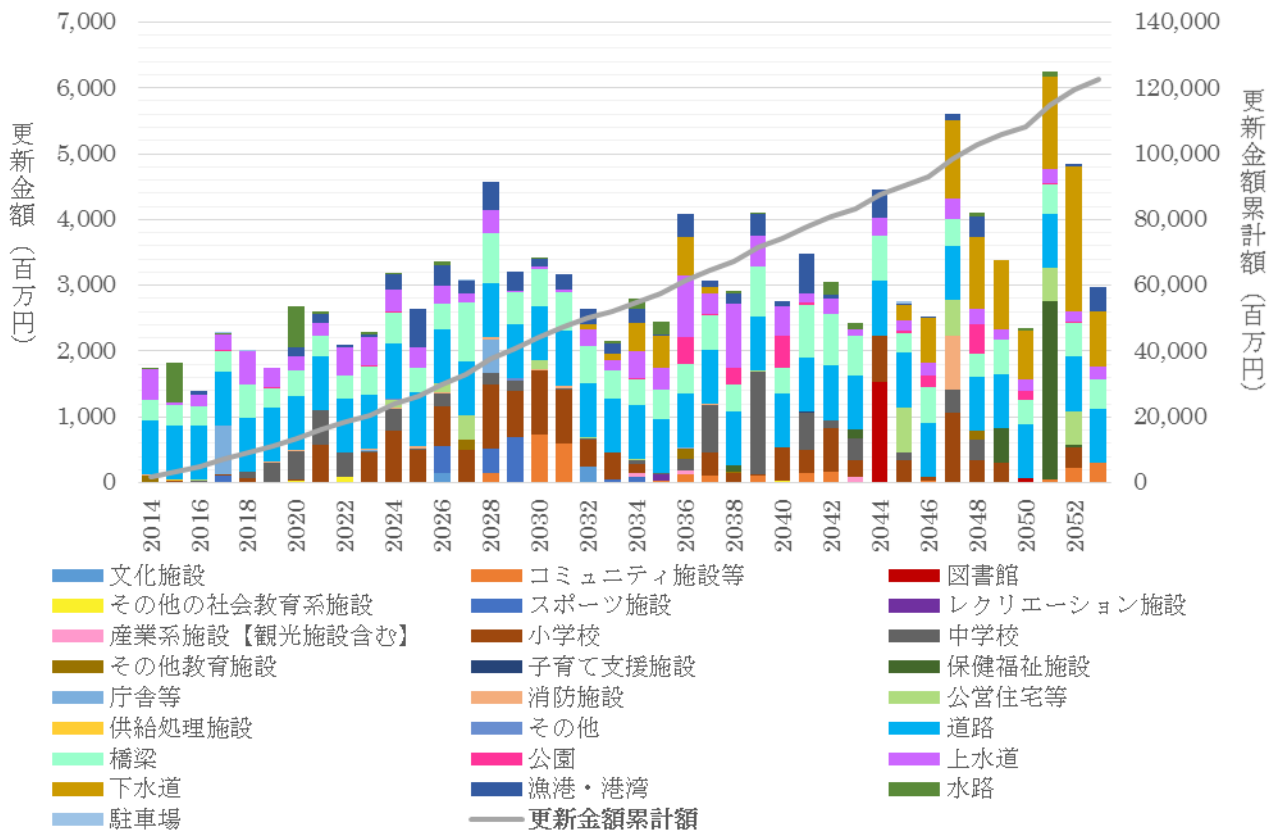
※2 学校教育系施設の小学校と中学校は、校舎と教室の資産を対象としています。また、固定資産台帳における資産の計上方法の関係で、耐震補強等を実施している場合でも老朽化比率が高くなる場合があります。

## 7. 公共施設に係る更新投資の試算

公共建築物、インフラ資産を含めた公共施設の今後40年間の更新投資を試算すると下図のようになります。法定耐用年数(以下、耐用年数)に応じて公共施設の再整備を実施すると想定した場合、今後40年間で1,224億円の更新投資が必要になります。

40年間の平均年間必要更新投資額は、年間約30億6千万円必要です。普通建設事業費の過去5年間の平均は53億円ですが、大半が新規建設事業に使用されており、今後も同様とすれば、耐用年数到来に合わせた施設の更新を実施することは財政的に厳しいと考えられます。

図表 公共建築物とインフラ資産の年度別更新金額(単位:億円)





## 8. 財政シミュレーション

### 【シミュレーションの設定】

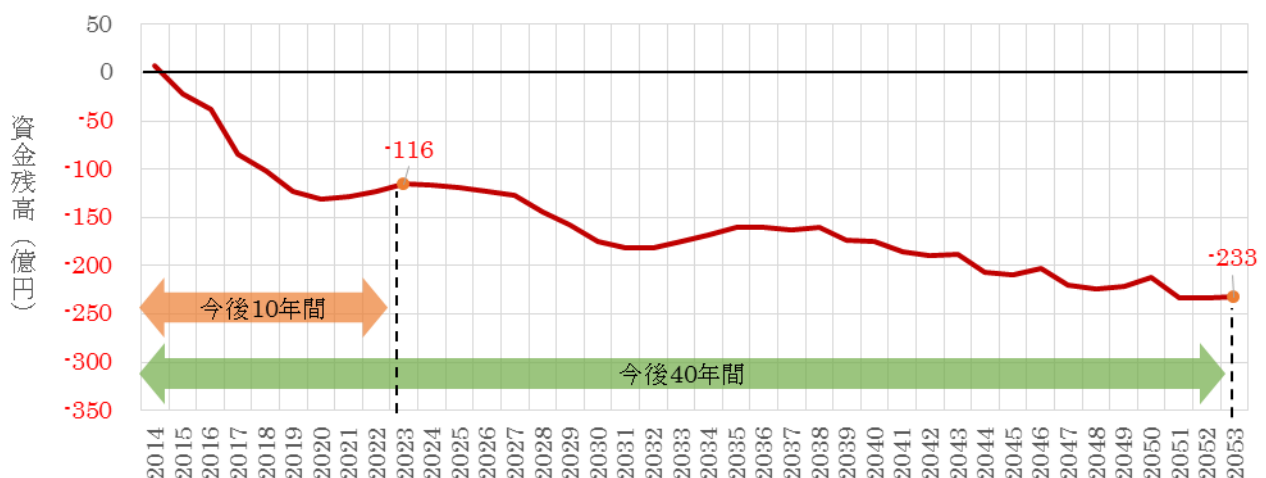
- シミュレーションは平成 26 年度(2014 年度)から開始します。
- 行政活動実績計算書(企業会計でいう損益計算書)は、平成 26 年度(2014 年度)と同じ金額で推移するものと仮定します。
- 公共施設(公共建築物・インフラ資産)は、全て、耐用年数到来ごとに取得価額で施設更新を行うこととします。
- 平成 31 年度(2019 年度)までに計画済みの新規建設公共建築物(159 億 3 千万円)は 5 年間で均等計上します。その後は新規建設を一切なくしたものと仮定します。
- 水路 1.5 億円、道路 1.5 億円をインフラ資産の新規建設分として毎年計上します。
- 道路と橋梁更新額は平準化して計上します。
- 人口減少を想定し、税収を年間 0.13%削減していき平成 53 年度(2041 年度)以降は平成 52 年度(2040 年度)の金額をスライドさせています。
- 一般会計でのシミュレーションとします。

上記の設定に基づいてシミュレーションを行うと、40 年後の平成 65 年度(2053 年度)には 233 億円のマイナスとなります。財政を悪化させないためには、公共建築物やインフラ資産を削減し、更新投資や大規模修繕費用を抑えることが必要です。しかし、道路や上下水道など市民生活に直結するインフラ資産を削減することはとても困難です。そのため、公共建築物の更新金額を削減し、財政がマイナスにならないようにする必要があります。

この 233 億円を公共建築物の削減によって埋めていくとすると、削減しなければならない公共建築物の面積は約 86,145 m<sup>2</sup>(建設単価を 27 万円/m<sup>2</sup>と想定)。これは、柳川市が抱える公共建築物面積の約 35.5%に相当します。

ただし、更新時期を迎える公共建築物が今後 10 年間に集中するため、直近の 10 年間で約 116 億円のマイナスとなります。よって直近の 10 年間で約 20%の面積削減が求められます。

図表 財政シミュレーション結果(単位:百万円)



※財政シミュレーションにおいて、2016 年度に既にマイナスとなっていますが、この結果は耐用年数が到来した施設をすべて更新すると仮定したもので、現在の財政状況ではありません。

## 9. 公共施設マネジメントの取組の基本理念と基本原則

次の世代に大きな負担を残さないために、長期的な視点から計画的、効率的に公共施設マネジメントを推進していく必要があります。そこで、柳川市の公共施設マネジメントの取組について、以下の基本理念を設定し、それを実現するための数値目標や基本原則を定めます。

### (1) 公共施設マネジメントの基本理念

#### (1) 次世代の負担軽減

次の世代を担う若者が、柳川で夢と希望を持って暮らしていけるよう、将来負担を可能な限り軽減するため、効率的に公共施設を維持管理し、さらに保有量を見直す。

#### (2) 市民の安全と安心の確保

自然災害や施設の老朽化に備えて市民の安全確保を図りながら、本当に必要な公共施設を市民に提供し、安心して利用してもらえるように維持管理していく。

#### (3) 安定した行政サービスの提供

限られた財源の中でも充実した行政サービスを安定的に提供する。

### (2) 計画期間

公共施設マネジメントを進めていくには、公共施設の性質上、中長期的な視点が不可欠です。そこで本計画では、平成26年度から平成65年度までの40年間の将来予測推計に基づき、今後10年間（平成29年度～38年度）の方向性を策定することとします。

本計画では、平成29年度から平成38年度までの10年間の方向性を策定する

### (3) 目標

#### ① 公共建築物

質・量両面から公共施設マネジメントを進めていくには、取組の実効性を確保し、成果や進捗状況を市民と共有していくことが大切です。そこで本計画では、8の財政シミュレーション(P5)を考慮し、以下のとおり施設保有量の削減に関して数値目標を設定することとします。

施設保有量(延床面積)を10年間で20%削減することを目標とする

#### ② インフラ資産

インフラ資産は、市民の生活を支えるライフラインであり、施設の再編や廃止に適しません。このため、インフラ資産については、具体的な削減目標は設定しないこととします。

ただし、維持管理費用を縮減するとともに、費用対効果を十分に踏まえた整備を行うことを徹底します。

#### (4)基本原則

基本理念を実現するため、公共建築物とインフラ資産それぞれに以下の基本原則を設定し、公共施設マネジメントを推進していきます。

##### ①公共建築物

###### (1)新規整備は原則として行わない

長寿命化、維持補修計画などを適正に行い、既存施設の有効活用を図る。新規整備は原則行わない。新規整備が必要な場合は、施設保有量の範囲内で費用対効果を考慮し実施を検討する。

※新規整備：柳川市が保有していない新たな施設を整備すること

※更新：施設老朽化のため建て直すこと

###### (2)複合施設を前提に更新を行う

施設保有量を減らしながらも機能(サービス)を維持することを重視し、施設の更新(建替え)にあたっては、余剰・遊休施設の活用や分野横断的に多数の機能を持たせた複合施設を検討する。

また、複合施設の管理・運営は、可能な限り一元化・効率化する。さらに、複合化後の空いた土地は、活用、処分を促進する。

###### (3)施設総量(総床面積)を縮減する

用途重複の施設は、統合・整理を検討する。また、稼働率の低い施設は運営改善を徹底することとし、それでも稼働率が低い場合は、統合・整理を検討するものとする。

②公共建築物・インフラ資産 共通

(1)費用対効果を十分に踏まえた整備を行う

費用対効果や経済波及効果を考慮し、予算総額の範囲内で新設及び改修・更新を実施する。  
また、優先順位の設定等により、予算総額の縮減に合わせた投資額を設定する。

(2)維持管理費を縮減する

点検・診断、安全確保、長寿命化などの実施方針を構築し、適正な管理を着実に実施することで、維持管理費の縮減と安全確保に努める。

(3)PPP/PFIなどの民間活用を推進する

PPP/PFIなどの民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

## 10. 公共施設等の維持管理に関する基本的な方針

### (1) 点検・診断等の実施方針

#### 公共建築物

○法定点検だけでなく劣化状況や利用状況等を把握しながら、必要に応じて専門業者による劣化診断等を実施して詳細な状況把握を行っていく。また、定期的な安全点検等により状況を随時確認し、関係者で情報共有を図りながら適正な管理を行う。

#### インフラ資産

○インフラ長寿命化計画（個別施設計画）など国土交通省から示される技術基準等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施する。

### (2) 安全確保の実施方針

#### 公共建築物

○公共建築物に求められている最低限の機能は安全性の確保である。そのために、施設管理者の定期的な巡回点検や建築基準法の定期報告など各種法令に基づく点検などを適正に実施する。また、指定管理者制度を採用している施設では適正な施設管理の徹底を指定管理者と協働で実施する。

#### インフラ資産

○高度成長期以降に集中的に整備されたインフラ資産は、今後一斉に更新時期を迎える。安全性を確保するには、大規模災害にも耐える必要があるため、所有するインフラ資産の状態を正確に把握し、適宜、改修及び補強を行っていく。

### (3) 長寿命化の実施方針

○点検の強化及び早期の管理・修繕により更新コストの削減を目指すため、長寿命化計画の策定及びこれに基づく予防管理、長寿命化に資する改善を推進していく。

### (4) 民間活用（PPP／PFI 等）の考え方

○施設の維持管理・運営コストを抑制しつつサービスの質を向上するため、PPP や PFI などの民間活力の活用を推進していく。

### (5) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

#### 公共建築物

○不具合が発生するたびに対応する事後修繕ではなく、修繕・更新に関する計画を策定し、長期的な視点から計画的に行っていく。

更新する場合は、複合化を前提とし、施設総量の削減を進めていく。

#### インフラ資産

○劣化状況等を把握しながら効率的な維持管理・修繕・更新等に努めていく。

(6)耐震化の実施方針

○昭和56年に建築基準法が改正され、現在の新耐震基準が施行された。新耐震基準は昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物に適用されていることから、改正前の旧耐震基準により設計・建築された建物は耐震性のない建物となる。このため、耐震化の必要な施設については、経過年数や危険度等を勘案し適切に対応していく。

(7)統合や廃止の推進方針

○社会情勢や経済状況が大きく変化する中で、設置の目的や意義が薄れたり、利用率が低下している施設や設置目的が重複している施設は統合・廃止に努めていく。

## 11. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

方針	
市民文化系施設	
<p>文化施設</p> <p>市民会館 歴史民俗資料館 旧戸島家住宅</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民会館は、老朽化や駐車場不足などの現状をふまえ、「柳川市民文化会館基本構想」に基づき、平成31年度までに別用地に建替えを行う。指定管理者制度導入による効果を検証し、市民ニーズに即した事業展開等の工夫など、より効果的な管理運営を行う。</li> <li>歴史民俗資料館は建替え時期にあわせ、市内類似施設との機能統合を目指す。</li> <li>利用料金については、受益者負担の原則に基づく検証を進める一方、利用者の利便性を高め、稼働率の向上を目指す取り組みを進める。</li> </ul>
社会教育系施設	
<p>コミュニティ施設等</p> <p>就業改善センター 農村環境改善センター 城内コミュニティ防災センター 柳河ふれあいセンター 矢留うぶすな館 有明まほろばセンター 各校区コミュニティセンター [大和・三橋] 生涯学習センター [大和・三橋]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ施設等は、適切な維持管理を行いながら、地域コミュニティの拠点施設として、今後も活用し、周辺施設との複合化を検討する。</li> <li>「大和生涯学習センター」と「三橋生涯学習センター」は、周辺施設との集約や複合化を検討し、また両施設を統合できるかの可能性を探る。</li> <li>利用料金については、受益者負担の原則に基づく検証を進める一方、利用者の利便性を高め、稼働率の向上を目指す取り組みを進める。</li> </ul>
<p>図書館</p> <p>あめんぼセンター 昭代分館 蒲池分館 雲龍の館 三橋図書館</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全図書館のあり方（機能・運営効率・適正要員・維持コストなど）を整理検証し、周辺施設との複合化の可能性を探る。</li> <li>詳細な利用実態を調査・分析し、必要であれば開館時間等を再検討する。</li> <li>有料諸室の利用料金については、受益者負担の原則に基づく検証を進める一方、利用者の利便性を高め、稼働率の向上を目指す取り組みを進める。</li> </ul>
<p>その他の社会教育系施設</p> <p>ふれあい自然の家 橋本集会所 社会教育集会所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育集会所は、建替え時期に周辺施設との集約や複合化を検討する。</li> </ul>

<b>スポーツ・レクリエーション系施設</b>	
<p><b>スポーツ施設</b></p> <p>市民体育センター 市民体育館 市民弓道場 市民温水プール 市民武道場 など</p> <p><b>レクリエーション施設</b></p> <p>農林漁業体験実習館</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細な利用実態を調査・分析し、多面的な利用や利用時間の弾力的な運用による利用率の向上を検討する。</li> <li>・ 直営の施設は、民間のノウハウを積極的に導入して、一層の効率的な施設運営に努める。</li> <li>・ 利用料金については、受益者負担の原則に基づく検証を進める一方、利用者の利便性を高め、稼働率の向上を目指す取り組みを進める。</li> </ul>
<b>産業系施設</b>	
<p><b>産業系施設【観光施設含む】</b></p> <p>シルバーワークプラザ [柳川・大和・三橋] 観光情報センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シルバーワークプラザは、会員の利便性を考慮し3施設の拠点は必要となるが、他施設の余剰スペース等の条件が整えば、複合化を前提に検討する。また、その結果余剰施設やスペースができれば、除却や売却を含めた利活用を検討する。</li> <li>・ 観光情報センターは、当面は維持を行うこととするが、2か所の観光情報機能の施設を、適所に統合移設し、ワンストップ拠点的な位置付けとしての運用を目指す。</li> </ul>
<b>学校教育系施設</b>	
<p><b>小学校 中学校</b></p> <p>各小学校(19校) 各中学校(6校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年12月に市立学校適正規模・適正配置化検討委員会による「小中学校の統合や再編は時期尚早」との答申を受けて策定された、平成24年5月の「柳川市立学校の小規模化に対する対応方針」に基づき、平成33年度までに、統合・再編を含めた小中学校の小規模化対策を検討する。</li> <li>・ 統廃合検討がなされる当分の間は、学校行事を複数の学校で合同実施することや、社会教育活動や地域活動との連携を深めていくことを推進する。</li> <li>・ 小学校、中学校とも余剰教室がある場合は、他用途への転換や他事業との連携による活用、地域開放を積極的に行い、地域の活動拠点として位置付ける。</li> <li>・ 学校施設は、市の保有する公共建築物の51%と最も大きな割合を占めているため、施設の更新を行う際は、断熱性能の向上や高効率設備の導入等により環境負荷の低減とランニングコストの圧縮を図る。</li> </ul>
<p><b>その他教育施設</b></p> <p>学校給食共同調理場 [柳川・大和・三橋] 旧給食センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧給食センターは、当初の役割を終えていることから、早急な除却を進める。</li> <li>・ 三橋共同調理場の建替えを機に、全ての学校給食をセンター方式へ切り替える。建替えに際してはPPP/PFI等の手法の採択も含め検討する。</li> <li>・ 三橋共同調理場の建替えは、柳川調理場と大和調理場の状況などを踏まえた効率的運用を考慮しながら、安全・安心で質の高い給食の安定的な提供に向けた総合的な検証を行う。</li> </ul>



<b>子育て支援施設</b>	
子育て支援施設  各学童保育所 柳城児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学童保育所は、全小学校区で開設しているが、バリアフリー化や防犯対策など施設の改善が必要な状況である。また、児童福祉法改正に伴う対象児童の拡大等により入所希望児童が増加し、現状施設では不足している状況にある。このため、施設の老朽化対策や拡充、改善を検討するにあたっては、学校等他の公共建築物の余剰スペース等の活用を含めて検討する。</li> <li>・ 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、長期休暇や放課後以降の子育て支援機能を学校敷地内で行えるように検討を進めていく。</li> <li>・ 柳城児童館は、老朽化が進んでいることから、建替え時期に合わせ他施設との複合化を検討する。</li> </ul>
<b>保健福祉施設</b>	
保健福祉施設  総合保健福祉センター 「水の郷」 大和総合保健福祉センター 三橋総合保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3つの総合保健福祉センターは、市内の公共建築物の中では比較的新しいため、計画的な維持・修繕を行いながら、周辺機能を集約化するなど複合施設としての活用を目指す。</li> <li>・ 「総合保健福祉センター（水の郷）」「大和総合保健福祉センター」「三橋総合保健福祉センター」の3施設の活用状況を整理分析し、機能集約の検討をすることで余剰スペースを作り出すことに努める。</li> </ul>
<b>行政系施設</b>	
庁舎等  柳川庁舎 大和庁舎 三橋庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政機能の効率的運用のため、庁舎統合を進める。</li> <li>・ 統合に当たっては、必要な行政機能を維持できるよう執務スペースを確保する。</li> <li>・ 統合に際し、市民サービス機能の低下を招かないよう十分検討し、また統合後の空き施設の有効活用もあわせて検討する。</li> <li>・ また、庁舎は災害時の防災拠点施設として十分機能するよう、必要な整備を行う。</li> </ul>
消防施設  消防本部庁舎 消防署東部出張所 消防格納庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災活動の拠点であることから、適切な維持管理を行っていく。</li> <li>・ 「柳川市消防団格納庫施設整備事業計画」に基づき、長寿命化前提の管理を推進する一方、迅速な出動態勢の確保と消防団組織の地元事情を考慮しながら、統廃合の検討は常時行っていくこととする。</li> <li>・ 8分団2部、8分団3部を新設の格納庫施設に集約し8分団2部3部とする。また既存の建物は平成28年度に解体することとし、跡地の活用について地域のごみ収集スペースなどの活用検討を行う。</li> <li>・ 13分団町部、13分団二重部を新設の格納庫施設に集約する。13分団町部の既存格納庫は公共事業（河川）の移転として除却し、二重部の既存格納庫は水防倉庫として再利用する。</li> <li>・ 格納庫施設の建替え検討の際は、コミュニティセンターなどといった他施設などとの複合化も検討し、団員の駐車場不足解消を目指す。</li> </ul>

公営住宅等	
<p>公営住宅等</p> <p>鳥の水団地 筑紫団地 椿原町団地 隅町南団地 本町団地 佃団地 吉富団地 蒲池立石団地 鷹園団地 畦無団地 中山団地 垂見三団地 江曲団地 桜ノ木団地 柳河団地</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「柳川市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、住生活の安定確保を図り、長寿命化型による改善対応、集約を前提として建替え対応を進める。</li> <li>・管理戸数を含め将来の財政的見地に立ち、適正数量の見直しを進める。</li> <li>・費用対効果の検証を行い、徹底的な維持コスト圧縮に努める。</li> <li>・「鳥の水団地」と「本町団地」は、「東宮永団地」に統合し、両団地は用途廃止の上、平成28年度に除却を行う。</li> <li>・「垂見三団地」は将来的に用途廃止する。</li> <li>・「椿原町団地」「隅町南団地」は老朽化による劣化が進行していることから、集約を前提に建替えを行う。</li> </ul>
供給処理施設	
<p>供給処理施設</p> <p>クリーンセンター 橋本不燃物処理場 大和干拓最終処分場</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「柳川・みやま新ゴミ処理施設」の稼働に伴い、既存のクリーンセンターは、除却を進める。</li> <li>・大和干拓最終処分場は、収容能力に達した時点で封鎖する。</li> <li>・橋本不燃物処理場は、大和干拓最終処分場閉鎖時の機能を受け入れ、集約することとする。</li> <li>・柳川・みやま新ゴミ処理施設開業と同時にリサイクルセンターを新設する。</li> </ul>
その他	
<p>その他</p> <p>旧葬儀取扱所 体験居住施設 (もえもんハウス) 旧工場跡地建物 (ピアス工場) 橋本納骨堂</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験居住施設は、利用実績を適宜検証することとし、適正な維持管理を行う。</li> <li>・旧葬儀取扱所は、一部を消防格納庫として利用しているが、除却も視野に入れた活用についての検討を行う。</li> <li>・旧工場跡地建物は、解体する。その後、跡地は売却する。</li> </ul>

## 12. インフラ整備に関する基本的な方針

インフラ資産	方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な維持管理を実施するため、日常の維持管理業務において生成されるデータについては、継続的に管理と更新を行う。</li> <li>・ 今後の定期調査のあり方として、路面性状調査車両等を用いた機械測定の継続、あるいは目視による日常パトロール結果等の利活用等、総合的に組み合わせることで損傷箇所を発見する仕組みの導入を検討し、調査費用の削減に努める。</li> <li>・ 予防保全等の効率的な補修方法について継続的に検討し、将来的には舗装維持管理費用の削減を目指す。</li> </ul>
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 橋梁の全橋点検を平成 30 年度までに実施し、橋梁長寿命化計画に則り、整備・修繕を進めていく。</li> <li>・ 必要性が疑われるような橋梁は、除却も視野に入れて検討していく。</li> </ul>
公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な維持保全については、日常点検や定期点検に関する方針を設定し、異常が発見された場合の保全措置の方法を示す。</li> </ul>
上水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老朽化した施設の計画的な更新の実施、及び取水、配水施設の効率化を推進する。</li> </ul>
下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「柳川市汚水処理構想」に基づき、平成 47 年度の整備完了を目指し着実に実行していく。</li> <li>・ 既存施設のうち、汚水処理施設・幹線管路は特に重要なので、腐食・損耗・運転状況を勘案し、優先順位をつけながら計画的に維持修繕に努める。</li> </ul>
漁港	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁港施設の一部は老朽化が進んでいるため「機能保全計画」に基づき計画的に補修・改修を行っていく。</li> <li>・ 一部の漁港は、漁業活動が他の漁港に集約されていることから、関係団体との協議を進め、漁港の集約化を推進する。</li> </ul>
水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水機施設などの故障は、地域経済に甚大な被害をもたらすため、定期的な診断と適宜修繕を行い、長寿命化を推進する。</li> </ul>

### 13. 計画の推進にあたって

#### (1) 全庁的な取組体制の構築方針

##### ① 庁内推進体制

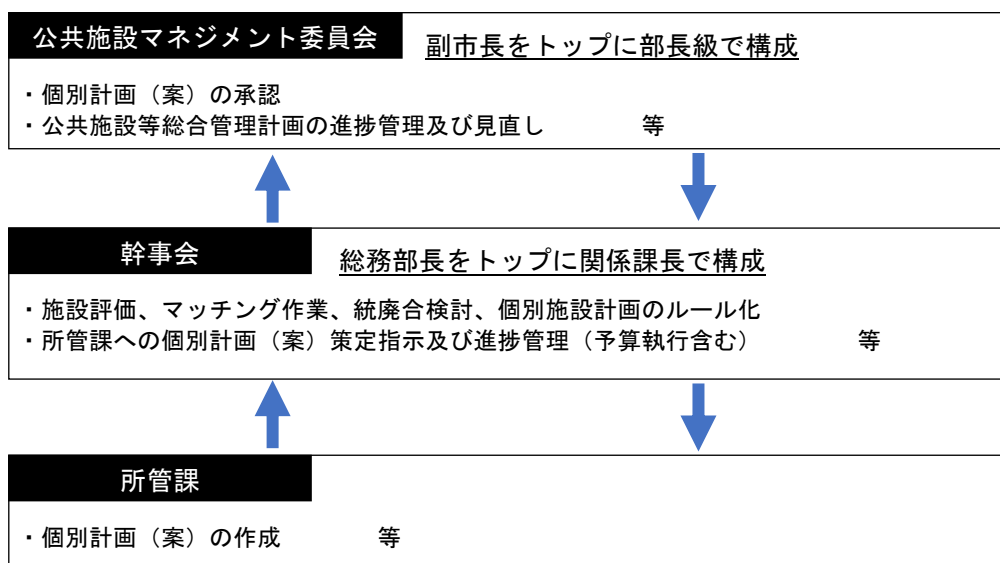
これまでの公共施設は、所管部署ごとのタテ割り管理でした。今後、柳川市の公共施設を総合的に管理していくには、全庁横断的な連携・調整機能を発揮できる庁内推進体制が必要です。

そこで、副市長をトップに部長級で構成する「柳川市公共施設マネジメント委員会」を設置し、全庁横断的に連携して公共施設の適正な維持・管理を推進していきます。また、委員会の下部組織として「幹事会」を設置し、施設評価やマッチング作業、更には個別施設計画のルール策定などより具体的に推進していきます。また、財政課が担当する公会計と連動した公共施設マネジメントを実施していくため、毎年度の決算等と連携可能な管理手法を構築し、公共施設等の情報を一元的に管理していきます。

##### 公共施設マネジメント委員会 構成委員

委員長	副市長
委員	総務部長
	市民部長
	保健福祉部長
	建設部長
	産業経済部長
	教育部長
	消防長
	会計管理者
	議会事務局長

##### 公共施設マネジメント委員会体制図



## ②市職員の啓発・意識付け

公共施設の総合的な管理を推進していくためには、公共施設に係るコスト、将来を含めた柳川市の財政状況、公共施設の適正管理のあり方などを各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。

そのため、研修や勉強会等を定期的を実施し、公共施設の総合的な管理に対する市職員の理解の促進、意識の醸成を図ります。

## (2)フォローアップの実施方針

### ①施設類型との推進計画・アクションプラン等の策定

本計画に示す公共施設の総合的な管理に対する基本的な考え方や取組の方向性に基づき、今後は施設類型ごとに、個別計画の策定を進めていきます。

### ②計画の進行管理・見直し

本計画や各個別計画の進捗は、「柳川市公共施設マネジメント委員会」を中心に検討・協議し、的確に管理してきます。

なお、本計画は、本市のまちづくりの動向や社会経済情勢等に応じて適宜見直しを行うこととします。

## (3)情報管理及び共有方策

### ①公共施設等に関する情報の一元管理

計画的、効率的に公共施設等の整備や維持管理などを進めていくためには、情報の一元管理と共有化が不可欠です。そこで今後は、公会計システムと連携し、毎年度データベースの更新を行い、公共施設等の情報を一元管理していきます。

### ②市民等との情報共有・相互理解の醸成

公共施設の総合的な管理にあたっては、市民との相互理解を深め、合意形成を醸成することが不可欠になります。

そのため、本計画に基づき、本市の公共施設に対する考え方や取組の方向性などを広く情報発信し、周知・啓発を図っていきます。特に、市民生活と密接なかかわりを持つ公共施設は、施設の管理に対して市民の主体的な参画を促し、協働による取組を推進していきます。